

改正 平成15年9月本部訓令第19号 平成18年3月本部訓令第9号
平成22年3月本部訓令第4号 平成26年11月本部訓令第24号
平成28年3月本部訓令第9号 平成29年3月本部訓令第6号
令和元年6月本部訓令第1号 令和3年3月29日本部訓令第17号

青森県警察公印に関する訓令を次のように定める。

青森県警察公印に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、青森県警察における公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第2条 公印は、職印及び庁印の2種とする。

2 職印は、次に掲げるとおりとする。

(1) 青森県警察本部長(以下「本部長」という。)の印(以下「本部長印」という。)

(2) 青森県警察本部(以下「本部」という。)の部(総務室を含む。)、課、所及び隊並びに青森県警察学校の長の印(以下「本部所属長印」という。)

(3) 警察署長の印(以下「署長印」という。)

3 庁印は、警察署の印(以下「署印」という。)とする。

(専用公印)

第3条 所属長は、特別の用途に使用するため必要があるときは、本部長の承認を得て、専用の本部長印(以下「専用公印」という。)を設けることができる。

(公印の制式)

第4条 公印の制式は、別表のとおりとする。

(公印管理者)

第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ右欄に掲げる職員を公印管理者とする。

本部長印	警務部総務課長(交通部運転免許課で使用する本部長印にあつては、運転免許課長)
本部所属長印	当該所属の長
署長印、署印	警察署長
専用公印	第3条の承認を受けた所属長

2 公印管理者は、公印の管理及び使用の責に任ずるものとする。

(公印の保管責任者)

第6条 公印管理者は、次長等(部長(総務室長を含む。))の印にあつては理事官又は管理官、専用公印にあつては公印管理者が指定する職員(以下単に「保管責任者」という。)に指定し、公印の保管を命ずることができる。

2 副署長を配置する警察署の公印管理者は、警察署警務課長を保管責任者の補助者(以下「保管補助者」という。)に指定し、公印の保管を命ずることができる。

3 公印管理者は、公印管理者、保管責任者及び保管補助者のいずれもが不在となる場合で特に必要と認めるときは、あらかじめ指定する職員に公印の保管を命ずることができる。

(保管の方法)

第7条 公印は、その取扱いに厳正を期するため、堅ろうな容器に納め、錠を施して保管しなければならない。

(公印の調製及び届出)

第8条 公印の調製は、公印管理者(専用公印にあつては、第3条の承認を受けた所属長)が行うも

のとする。この場合において、本部長印（専用公印を含む。）については、公印調製承認願（別記様式第1号）により、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経て本部長の承認を得なければならない。

2 公印を調製し、又は廃止したときは、速やかに公印調製（廃止）届（別記様式第2号）を警務課長に提出しなければならない。

（公印の登録）

第9条 警務課長は、公印台帳（別記様式第3号）を備え、公印の印影、種類その他必要な事項を登録しておかなければならない。

（公印事故の報告）

第10条 公印管理者は、公印の盗難、紛失、偽造等の事故があったときは、公印事故報告書（別記様式第4号）により、警務課長を経て本部長に報告しなければならない。

（公印使用の承認）

第11条 公印を使用するときは、文書を施行する都度、押印を要する文書及び最終決裁を終えた起案文書（以下「原議」という。）を公印管理者、保管責任者、保管補助者又は保管を命ぜられた職員に提示し、承認を得なければならない。ただし、原議が1年以上の保存を要しない文書又は捜査記録として送致若しくは送付する可能性がある文書等承認状況を確認することができないこととなる文書については、公印使用承認簿（別記様式第5号）により承認を得るものとする。

（公印の事前押印）

第12条 前条の規定にかかわらず、距離的又は時間的に文書を施行する都度、公印使用の承認を受けることが困難なときは、公印事前押印承認願（別記様式第6号）により、公印管理者、保管責任者又は保管補助者の承認を受け、あらかじめ公印を押印することができる。

（公印の印影の印刷）

第13条 一定の字句及び内容の文書を多数印刷する場合には、当該文書に押印すべき公印の印影を当該文書と同時に印刷して、公印の押印に代えることができる。

2 前項の規定により印影を印刷するときは、当該公印管理者の承認を得なければならない。

3 公印の印影の印刷に使用した原版を保管する必要がある場合は、公印に準じて保管しなければならない。

附 則

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に使用している公印は、この訓令により調製した公印とみなす。

附 則（平成15年本部訓令第19号）

この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成18年本部訓令第9号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年本部訓令第4号抄）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年本部訓令第24号）

この訓令は、平成26年11月25日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第9号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年本部訓令第6号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年本部訓令第1号）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日本部訓令第17号）

（施行期日）

第1条 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

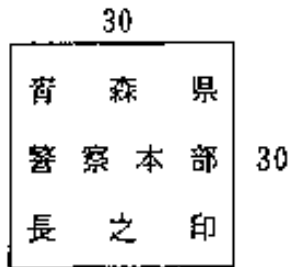
第2条 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書

類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

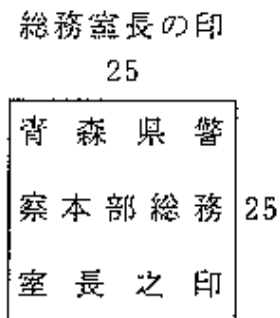
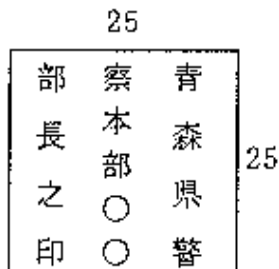
2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第4条関係）

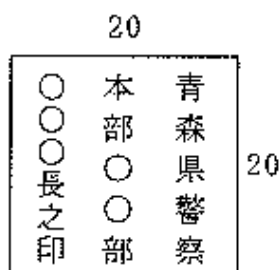
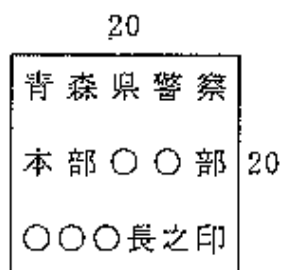
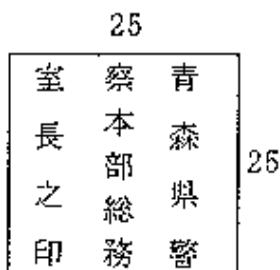
1 本部長印の制式



2 本部所属長印の制式

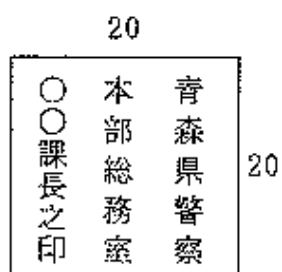
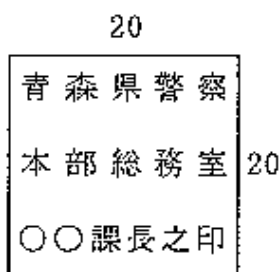


課長及び隊長の印



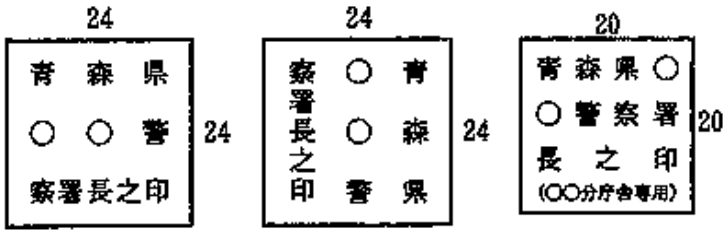
総務室課長の印

警察学校長の印

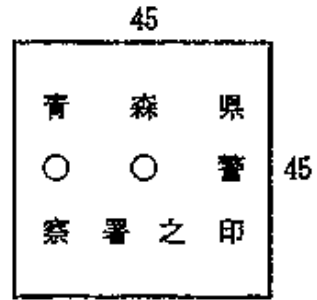


3 署長印及び署印の制式

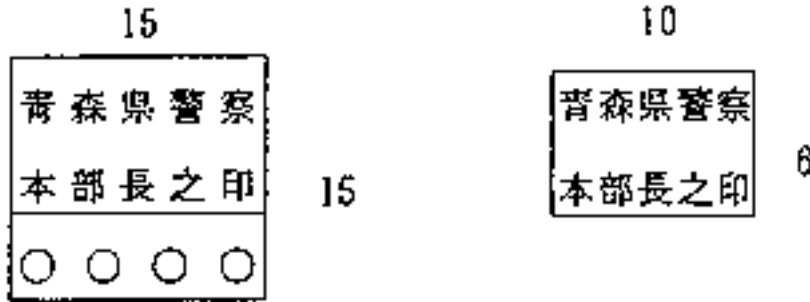
署長印



署印



4 専用公印の制式



備考

- 1 寸法は、ミリメートル単位である。
- 2 ○○には、所属名を表示すること。ただし、専用公印にあつては、当該専用公印を必要とする事務名等を表示すること。

別記様式第1号（第8条関係）

<p>青森県警察本部長 殿</p> <p style="text-align: right;">(公印管理者)</p> <p style="text-align: center;">公印調製承認願</p> <p>次のとおり ^{本部長印} 専用公印 を調製したいので、承認願います。</p>	<p>第 号</p> <p>年 月 日</p>	
<p>制 式</p> <p>(寸法を付すこと。)</p>	<p>種別 公印の 名称</p>	<p>種別 名称</p>
	<p>字 体</p>	
	<p>使用事務・ 使用文書等</p>	
	<p>調製の理由</p>	
<p>使用開始 予 定 日</p>		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第2号（第8条関係）

<p>警務部警務課長 殿</p> <p style="text-align: right;">(公印管理者)</p> <p style="text-align: center;">公印調製（廃止）届</p> <p>次のとおり公印を調製 廃止 したので、届出します。</p>	<p>第 号</p> <p>年 月 日</p>	
印 影	種別 公印の 名称	種別 名称
	保管場所	
	保管責任者	
	使用事務・ 使用文書等	
	備 付 け 年 月 日	
	使用開始 年 月 日	
	廃 止 年 月 日	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第3号（第9条関係）

公 印 台 帳	
印 影	種別 公印の 名称
	種別 名称
	保 管 所 属
	保 管 責 任 者
	使 用 事 務 ・ 使 用 文 書 等
	備 付 け 年 月 日
	使 用 開 始 年 月 日
廃 止 年 月 日	
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第4号（第10条関係）

第 号 年 月 日	
青森県警察本部長 殿 （公印管理者） 公 印 事 故 報 告 書	
種別 公印の 名称	種別 名称
保 管 場 所	
保 管 責 任 者	
事故の発生 年 月 日	
事故の概要	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第6号（第12条関係）

年 月 日		
殿		
所属・氏名		
公印事前押印承認願		
公印の 種別・名称	種別 名称	
文書名		押印 部数
公印の事前押印 を必要とする理 由		
押印文書 取扱者		
施行予定日		
事前押印承認	不用となった事前押印文書の処理状況等	
押印月日		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

2 処理状況欄は、保管責任者が記載すること。